

<別表 料金表>

特養の利用料金は大きく2つに分けられます。

1.利用料金が介護保険から給付されるもの(介護サービス費)

①基本単位における料金

②加算における料金

※ 但し、高額介護サービス費の適用により減額されます

2.原則、全額自己負担となるもの

①居住費

②食費

※ 但し、限度額認定証により減額される場合があります

③自費発生分

1.利用料金が介護保険から給付されるもの

①基本単位における料金

期間 令和6年4月1日～

要介護度	基本単位 (1日あたり)	10割	1割負担	2割負担	3割負担
		月30日の場合の金額(円)			
要介護1	682	213,807	21,380	42,761	64,142
要介護2	753	236,065	23,606	47,213	70,819
要介護3	828	259,578	25,957	51,915	77,873
要介護4	901	282,463	28,246	56,492	84,738
要介護5	971	304,408	30,440	60,881	91,322

* 上記の金額は端数整理の為、若干の誤差が生じます。

* 個別の状況により、自己負担額が4割になる場合があります。

* 介護保険法により、給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者（入居者）負担額も変更されます。

②加算における料金

☆以下の加算項目は対象者に加算されます。

期間 令和6年4月1日～

加算名・単位数	内容	1割負担	2割負担	3割負担
日常生活継続支援加算 46単位/日	新規入所者の総数における、要介護4又は5の者の割合または認知症生活自立度Ⅲ以上の割合が一定以上であること、且つ介護職員のうち介護福祉士の割合が一定以上である場合に算定	48円	96円	144円
夜勤職員配置加算 46単位/日	入所者数に応じて定められている必置の夜勤者数に1以上加えた数が配置されている場合に算定	48円	96円	144円
看護体制加算Ⅰ 12単位/日	常勤の看護師(正看護師)を1名以上配置をしている場合に算定	12円	25円	37円
看護体制加算Ⅱ 23単位/日	看護職員を常勤換算方法で2名以上配置していること。当該施設の看護職員により、又は病院の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること 加算ⅠとⅡは重複して算定が可能	24円	48円	72円
協力医療機関連携加算 ①100単位/月(令和6年度) ②50単位/月(令和7年度～)	協力医療機関と入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催し、実効性のある連携体制を構築する取り組みを行っている場合に算定	①104円 ②52円	①209円 ②104円	①313円 ②156円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ 5単位/月	診療報酬における感染対策往生加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定	5円	10円	15円

科学的介護推進体制加算Ⅱ 50単位/月	科学的介護情報システム（LIFE・ライフ）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを行っている場合に算定	52円	104円	156円
排せつ支援加算Ⅰ 10単位/月	排せつ障害等がある入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援をしている場合に算定	10円	20円	31円
認知症専門ケア加算Ⅰ 3単位/日	認知症介護について一定の経験を持ち、国や自治体を実施したり指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した職員が介護サービスを提供している場合に算定	3円	6円	9円
精神科医療養指導加算 5単位/日	認知症の症状を呈する入所者が全入所者の3分の1を占めて、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行なわれている場合に算定	5円	10円	15円
生産性向上推進体制加算Ⅱ 200単位/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する王策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合に算定	10円	20円	31円
療養食加算 6単位/食	厚生労働省大臣が別に定める療養食を施設が提供している場合に算定（1食単位で考えること）	6円	12円	18円
口腔衛生管理加算Ⅱ 110単位/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して口腔ケアを実施した場合に算定	114円	229円	344円
看取り介護加算Ⅰ ①死亡日以前31日以上45日以下について 72単位/日 ②死亡日以前4日以上30日以下について 144単位/日 ③死亡日の前日及び前々日について 680単位/日 ④死亡日について 1,280単位/日	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして京都市長に届け出た指定介護老人福祉施設において、厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行っている場合に算定 ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない	①75円 ②150円 ③710円 ④1,337円	①150円 ②300円 ③1,421円 ④2,675円	①225円 ②451円 ③2,131円 ④4,012円
初期加算 30単位/日	施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間、1回のみ算定する	31円	62円	94円
安全対策体制加算 20単位/1回のみ	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合に算定	20円	41円	62円
配置医師緊急時対応加算 ①配置医師の通常の勤務時間外の場合(早朝・夜間及び深夜を除く) 325単位/回 ②早朝・夜間(午前6時～午前8時まで、午後6時～午後10時まで)の場合 650単位/回 ③深夜(午後10時～午前6時まで)の場合 1,300単位/回	入居者に急変が生じた場合等の対応について、配置医師による早朝や夜間、深夜、及び通常の勤務時間外の駆け付け対応を行った場合に算定	①339円 ②1,358円 ③1,358円	①679円 ②1,358円 ③2,717円	①1,018円 ②2,037円 ③4,075円
入院・外泊時費用加算 246単位/日	入居者が、医療機関に入院、もしくは外泊した場合に算定	257円	514円	771円
外泊時在宅サービス利用費用 560単位/日	居宅における外泊時に介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、ひと月に6日を限度として算定	585円	1,170円	1,755円
退所時情報提供加算 250単位/回	入居者が退所し医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入居者の同意を得て、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入居者の紹介を行った場合に算定	261円	522円	783円
再入所時栄養連携加算 400単位/回	医療機関からの再入所時において、厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者について算定	418円	836円	1,254円
退所前訪問相談援助加算 460単位/回	入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる入居者が施設を退所する際の居宅を事前訪問し退所後の居宅サービス等の相談をした場合に算定	480円	961円	1,442円

退所後訪問相談援助加算 460単位/回	退所後30日以内に、退所された元入所者や家族に対して、その居宅を訪問し、相談援助を行った場合に算定	480円	961円	1,442円
退所時相談援助加算 400単位/回	入居期間が1ヶ月を超える入居者が退所し、退所された方や家族に対して、相談援助を行い、退所日から2週間以内に行政に対して情報提供した場合に算定	418円	836円	1,254円
退所前連携加算 500単位/回	入居期間が1ヶ月を超える入居者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合、退所に先立ちその入所者が希望する居宅介護支援事業所に情報提供とサービス利用の調整をした場合に算定	522円	1,045円	1,567円
退所時栄養情報連携加算 70単位/回	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする、または低栄養状態であると医師が判断した入居者について管理栄養士が退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供した場合に算定	73円	146円	219円
若年性認知症入所者受入加算 120単位/日	初老期における認知症により要介護者となった若年性認知症の人に対して、施設入所により介護を行っている場合に算定	125円	250円	376円
介護職員処遇改善加算 総単位数の0.083%/月	厚生労働大臣が定める基準適合している介護職員の賃金の改善等をものとして京都市長に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合に算定する ※令和6年5月まで	その1割	その2割	その3割
介護職員特定処遇改善加算 総単位数の0.027%/月	厚生労働大臣が定める基準適合している介護職員の賃金の改善等をものとして京都市長に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合に算定する ※令和6年5月まで	その1割	その2割	その3割
介護職員等ベースアップ等 支援加算 総単位数の0.016%/月	厚生労働大臣が定める基準適合している介護職員の賃金の改善等をものとして京都市長に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合に算定する ※令和6年5月まで	その1割	その2割	その3割
介護職員等処遇改善加算 総単位数の0.14%/月	厚生労働大臣が定める基準適合している介護職員の賃金の改善等をものとして京都市長に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合に算定する ※令和6年6月から	その1割	その2割	その3割

- ・上記の加算表中の加算のうち、要件を満たした加算を算定し施設利用料に計上いたします。
- ・①基本単位における料金、②加算における料金の合算が、『介護サービス費』となります。

―― 以下、高額介護サービス費の説明 ――

- ・①基本単位における料金と②加算における料金の合算について、下記にある『高額介護サービス費支給制度』の申請・適用を受けることができます。
- ・高額介護サービス費支給制度の申請・適用により、その対象者は自己負担上限額（月額）までのご負担になります。
- ・介護サービス費の利用者負担は原則1割ですが、一定以上所得者の場合は2割または3割負担(3割負担は2018年8月より適用)です。高額介護サービス費支給制度を申請し、適用された場合には、設定されている自己負担限度額を超過した分が支給されます。この自己負担限度額は所得により分類されています。但し、居住費と食費はこの制度の対象外です。
- ・当施設にご入所の場合、受領委任払い申請を行いますと、下記の自己負担上限額（月額）までの請求のみとなりますが、この申請ができない場合、行政からの償還払いとなります。
- ・また、ご契約者が要介護認定を受けておられない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます（10割）。要介護認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。この場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。

区分	自己負担上限額（月額）
第一段階	15,000円
第二段階	15,000円
第三段階	24,600円
第四段階	44,400円

2. 利用料金の全額をご契約者にご負担いただくもの

① 居住費

日額	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
ユニット 型個室	820 円	820 円	1,310 円	1,310円	3,000 円

介護保険制度改定に伴い、令和6年8月より基準費用額（居住費）について、60円/日 の引き上げが予定されています。

② 食費

日額	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
食費	300 円	390 円	650 円	1,360円	1,445円

・居住費および食費については原則全額自己負担となりますが、ご契約者の所得や収入に応じて負担限度額が定められており、『特定入所者介護サービス費』の申請により負担の軽減を図ることができます（適用される方については、『介護保険負担限度額認定証』が発行され、記載の負担額のお支払いで済みます。

・但し、預貯金などの金額により、この『特定入所者介護サービス費』の支給対象とならない場合があります。

・令和3年8月1日からは、各段階（第一段階、第二段階、第三段階①、第三段階②）に応じて、預貯金等の設定金額が変更されます。これにより、『特定入所者介護サービス費』の支給対象外となる場合があります。

・ご契約者が外泊や入院中、ご契約者のために居室を確保している場合には、その間の居住費はご負担いただきます。

(注)

・基本単位における料金及び加算における料金でお示した「負担段階区分」とは異なります。

・居住費と食費の負担段階区分は、平成28年8月より、障害年金や遺族年金等の非課税年金を含んで算定します。

・なお、これらの負担段階区分の決定は、施設ではなく行政によるものになります。

3. 社会福祉法人による利用者負担軽減制度

・市民税世帯非課税者であり、一定の要件を満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして市が認めた方が対象です。

・この制度を利用するには、京都市各区役所保健福祉センター健康長寿推進課への申請手続きが必要になります。当施設で申請代行することもできますが、マイナンバー等の記載が必要な場合もありますので、ご相談させていただくことになります。

4. 介護保険給付対象外の費用（希望に応じて）

一、	特別な食事の提供	正月における、要した費用の実費（酒代を含む）
二、	理美容代	訪問理美容の場合は、施設契約の訪問理美容店の申し出る実費
三、	金銭等の管理	一か月あたり1,500円（別で定める管理委任契約締結による）
四、	個人の希望による行事、レクリエーションの費用	材料費の実費
五、	複写物の費用	一枚10円
六、	個人の嗜好品等、日用品等	実費

5. その他（希望によるもの）

★ 契約者の希望により外出する場合の規程は以下の通り（同行に最低必要な職員等を配置する）

	日帰り外出	宿泊外出
契約者	飲食費、入場料、レンタカー代、ガソリン代	飲食費、入場料、レンタカー代、ガソリン代、宿泊費
	有料道路代、駐車料金は契約者負担となります。	有料道路代、駐車料金は契約者負担となります。
	・施設車輛借上げ代 50円/km	・施設車輛借上げ代 50円/km
	・ガソリン代 10円/km	・ガソリン代 10円/km
職員 ボランティア 実習生	飲食費 500円は自己負担	飲食費 500円は自己負担
	・職員飲食費の内、500円を超過したものは契約者の負担となります。	・職員飲食費の内、500円を超過したものは契約者の負担となります。
	入場料 契約者の負担	入場料 契約者の負担
		宿泊費 契約者負担

★ 会場・備品等利用規程及び利用料一覧

	午前(9～13時)	午後(13～17時)	夜間(17～9時)
地下ホール	2,000 円	2,000 円	2,000 円
地下ホール 2部屋分	4,000 円	4,000 円	4,000 円

注；次の期間に限り、冷暖房費として別途500円を頂戴します（7/1～9/15、12/1～2/末日）

注；宿泊利用の場合、宿泊者1人当たり1泊1,000円を別途頂戴します

- ① 施設が地域に果たす役割や地域との交流を促進するため、施設の会場や備品の貸し出しを行うものとする。
- ② 利用希望者は、予め申請用紙により申請し許可を得なければならない。但し、施設業務を優先することとし、許可した後に断ることができるものとする。
- ③ 利用者は上記の利用料を支払うものとする。